

住宅の耐震化を推進

改修費に100万円の補助

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は、旧耐震基準で設計されています。これらの住宅の耐震化を進め、防災型のまちづくりを目指すため、木造住宅を耐震改修する場合、市独自に100万円を補助します。耐震診断士の派遣も追加募集しますので、ご利用ください。

耐震改修費用を補助

木造住宅の耐震改修工事費用を100万円まで補助します。
対象者：住宅の所有者または居住者で、市税などを滞納していない人
対象住宅：市内の木造住宅で、次のすべてに該当するもの
▼昭和56年5月31日以前に着工し、完成している▼延べ面積の2分の1以上を住宅に使用している▼建築士（耐震診断士）

耐震診断士を派遣

市から耐震診断士を派遣し、



による耐震診断の評点が1.0未満▼耐震改修工事により評点が0.7以上になる
募集戸数：先着50戸
申込方法：市ホームページか開発指導課にある木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書に、耐震改修工事見積書・耐震診断結果報告書の写し・耐震補強計画書・市税の納税証明書などを添え、提出してください。
しめきり：12月20日(木)
すでに工事着工・契約締結したものは、補助は受けられません。また、耐震改修を行うと、費用補助だけでなく所得税や固定資産税の優遇を受けることもできます。

滞納していない人
対象住宅：市内の木造住宅で、次のすべてに該当するもの
▼昭和56年5月31日以前に着工し、完成している▼延べ面積の2分の1以上を住宅に使用している▼自己診断「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果、評点が1.0点未満
募集戸数：先着24戸
自己負担：3千円
申込方法：市ホームページか開発指導課にある京田辺市木造住宅耐震診断士派遣事業申込書に、自己診断「誰でもできるわが家の耐震診断」結果書、建物の所有者・建築年数などが分かる書類（建築確認通知書・住宅の登記簿謄本など）を添え、提出してください。
しめきり：9月15日(木)
[申込・問合せ先] 開発指導課 ☎64・1341

耐震診断を行い、改修のアドバイス・概算工事費なども提案します。
対象者：住宅の所有者または居住者で、市税などを滞納していない人

福祉用具貸与

自己負担額を助成

平成23年1～6月分が対象

市は、介護保険による福祉用具（車いす・歩行器・歩行補助つえ）の貸与を受けた人が身体障害者手帳を持ち、一定程度以上の障がいがある場合、自己負担額を助成します。
申請対象＝平成23年1～6月の福祉用具貸与の自己負担分
対象者・福祉用具＝下表のとおり
申請に必要なもの＝介護保険自己負担額の領収書・介護保険被保険者証の写し・印鑑・銀行などの口座番号が分かるもの
新たに申請する人や口座番号を変更する人は、通帳の写し（名義・支店名・口座番号が分かるもの）が必要ですよ。
しめきり＝8月31日(木)
申請・問合せ先＝障害福祉課 ☎64-1372)



福祉用具名	下肢機能障害	体幹機能障害
車いす 車いす付属品	1～3級※	1～3級
歩行器	1～5級	
歩行補助つえ	1～6級	

※下肢機能障害4級以下でも、上肢障害が2級以上の場合は、対象となります。

国民年金に加入して65歳から高齢基礎年金が支給されるだけでなく、万一年の場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給され、暮らしを守ってくれます。

暮らしを守る国民年金

万一には障害・遺族基礎年金を支給

国民年金に加入して60歳以上65歳未満に亡くなった場合、亡くなった人に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。子が2人以上のときは、障害基礎年金と同様の加算があります。

「年金受給の条件」

障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るためには、障害基礎年金では、障害基礎年金では、初診日、遺族基礎年金では死亡日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間（20～60歳）のうち、3分の2以上の期間が、保険料を納めたか

【障害基礎年金】
国民年金加入中に障がいの原因となった病気やケガの初診日がある場合や、60歳以上65歳未満の人が一定の障がいの状態になった場合に支給されます。また、子（生計を維持している18歳到達年度の末日までの子、20歳未満で

職員の採用試験

申込期間は8月8～19日



市と消防本部は、職員採用試験を行います。
有する人（取得見込みを含む）
【募集人数】
いづれも若干名
【第1次試験日】
9月18日(日)
【申込方法】
市ホームページか職防本部・各分署にある試験案内を十分確認の上、申込書を書いて写真（申込前6カ月以内撮影、正面・脱帽・上半身、縦4cm×横3cm）を貼り、本人が持参してください。郵送・代理人による提出は受け付けません。

市職員

【職種と受験資格】
事務職員A：昭和61年4月2日以降に生まれた人
事務職員B：昭和46年4月2日以降に生まれ、平成23年8月1日現在で民間企業で正社員としての職務経験が5年以上ある人
社会福祉士：昭和46年4月2日以降に生まれ、社会福祉士の登録を受けている人
保健師：昭和59年4月2日以降に生まれ、保健師の免許を有する人（取得見込みを含む）
保育士・幼稚園教諭：昭和59年4月2日以降に生まれ、保育士と幼稚園教諭の両資格を

消防職員

【受験資格】
昭和61年4月2日以降に生まれた人
視力など身体的条件がありますので、くわしくは、試験案内をご覧ください。
【募集人数】
若干名
【第1次試験日】
9月18日(日)
【申込方法】
市ホームページか職防本部・各分署にある試験案内を十分確認の上、申込書を書いて写真（申込前6カ月以内撮影、正面・脱帽・上半身、縦4cm×横3cm）を貼り、本人が持参してください。郵送・代理人による提出は受け付けません。

採用予定日

平成24年4月1日
【申込・問合せ先】
職員課 ☎64・1324

採用予定日

平成24年4月1日
【申込・問合せ先】
消防本部消防総務課 ☎63・7825

NEW 中小企業のIT化を支援

ホームページ作成・更新費用を補助

市は、市内中小企業の競争力と経営力の強化を図るため、今年度から京田辺市中小企業IT化推進事業補助金を交付します。中小企業が自社の広告宣伝・販路開拓のためにホームページを作成などする経費の一部を助成し、中小企業のIT化を支援します。
【補助額】
対象経費の2分の1。上限は10万円
【申請方法】
市ホームページか産業振興課にある申請書に必要な書類を添えて、業務を発注する30日までに申し込んでください。対象者により必要書類が異なりますので、市ホームページで確認してください。
申請が予算額に達したときは、受け付けを終了します。同じ対象者に対する同補助金の交付は1回限りです。
【申請・問合せ先】
産業振興課 ☎64-1319

8月1～7日に夏の火災防止運動

消防本部は、8月1日(月)から7日(日)まで夏の火災防止運動を行います。
暑さで注意力が散漫になり警戒心も薄れるこの時期に、不注意な火気の取り扱いからの火災発生を防止するため、広報活動や事業所などの立入検査・消防訓練などを行います。
市民のみならずも防火意識をより一層高め、家庭や職場から火災を追究しましょう。
【23年度全国統一防火標語】
消したはず、決めつけないでもう一度
【市消防本部防火標語】
防火の手、ひろげて守ろう！
安心のまち
【問合せ先】
消防本部予防課 ☎63・7826

市民委員を募集

ごみ問題や水道事業を考えませんか

市は、ごみ減量化推進委員の委員を募集します。
同委員会では、循環型社会の形成のため、ごみ減量化施策やリサイクル推進などについて話し合います。ごみ問題に関心のある人は、ぜひ応募してください。
対象：市内に在住・通勤・通学する20歳以上の市人
任期：平成23年8月31日～同25年8月30日
報酬：回数：平日に2～5回程度
募集人数：若干名、多数の場合は小論文で審査します。
応募方法：ハガキ・封書に、住所・氏名・電話番号・職業・ごみ問題の分野で関心のありたいことを書いて、郵送してください。
しめきり：8月15日(月)（当日消印有効）
【申込・問合せ先】
先：清掃衛生課 ☎610033
京田辺市田辺ボケ谷58 ☎68・1288



水道検討委員会

市は、京田辺市水道



ビジョン検討委員会の委員を募集します。
市の水道事業は、水道施設の老朽化対策・自然災害への対策・少子化による需要減少など、さまざまな課題を抱えています。
同委員会では、これらの課題を踏まえ、安全でおいしい水を供給するための中長期の水道事業経営について話し合います。
対象：市内に在住する20歳以上の市人
任期：平成23年9月中旬～同25年3月末
報酬：回数：平日に2～3回程度
募集人数：2人。多数の場合は抽選します。
応募方法：ハガキに、住所・氏名・電話番号・職業・水道事業で関心のある事項（150字以内）を書いて、郵送してください。
しめきり：8月19日(金)（当日消印有効）
【申込・問合せ先】新浄水場 ☎610034
京田辺市新築ノ木18 ☎62・8282